

近財金3秘第99号

命 令 書

大阪府中央区谷町1丁目5番7号

ストークビル天満橋7F

大和都市管財株式会社

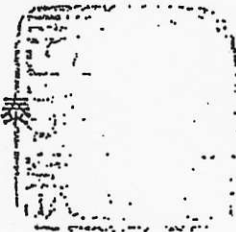
代表取締役 豊永 浩

貴社の業務の運営に関し、**抵当証券業の規制等に関する法律**（昭和62年法律第114号）第23条の規定に基づき、下記のとおり命ずる。

なお、この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大蔵大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができる。

平成7年8月21日

近畿財務局長 渡 辺 裕 泰



記

以下について、速やかに対応することとし、ついでには、これらの事項に関し提出すべき書類を、平成7年9月4日までに近畿財務局長あて提出すること。

- (1) 別紙の指示に基づき、貴社が**抵当証券発行特約付融資**を行っている**ナイス・ミドル・スポーツ倶楽部**、**ベストライフ通商**、**リステム化学研究所**、**ナイス函館カントリークラブ**、**北海道泊別観光**、**美祢カントリークラブ**の6社（以下「**関連会社**」という。）の今後の経営見通しを正確に把握し、貴社の経営健全化計画（少なくとも5ヶ年度分）を作成、提出した上で、その内容を確実に実施すること。

- (2) 別紙の指示に基づき、毎月の収入及び支出を算出した上で、今後の毎月の抵当証券の買い戻しに対する財源計画（少なくとも5ヶ年度分）を作成、提出した上で、その内容を確実に実施すること。
- (3) 融資決定前に行うべき審査の方法や手続等に関するルールを確立し、当該ルールに基づく審査を経て融資決定を行うという、融資に係る審査体制を確立すること。
ついては、その具体的内容及び実施時期について、書面にて提出すること。
- (4) 顧客に対し、国が抵当権が設定されている不動産の評価を行っているという誤解を与えるような勧誘行為等を行わないこと。
ついては、今後講じる措置について、書面にて提出すること。
- (5) (1) から (4) の各事項に関する実施状況については、別紙の指示に基づき報告すること。